

## 奈良県犯罪被害者等支援条例

### (目的)

第一条 この条例は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援のための施策の基本となる事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等の被害の早期の回復及び軽減を図り、犯罪被害者等が平穏な生活を営むことができる社会の実現に資することを目的とする。

### (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- 二 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- 三 民間支援団体 犯罪被害者等を支援することを目的とする民間の団体をいう。

### (基本理念)

第三条 犯罪被害者等の支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されること。
- 二 犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害及び当該犯罪等の後に受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、国、県、市町村、民間支援団体その他の関係機関の相互の連携及び協力の下、適切に講ぜられること。
- 三 犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるまでの間、当該犯罪被害者等の立場に立った適切かつきめ細かで途切れることなく提供されること。

### (県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等の支援のための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策を実施するに当たっては、国、市町村、民間支援団体その他の関係機関と相互に連携を図るものとする。

### (県民の責務)

第五条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等に対し、その事業活動に関し犯罪等による被害を理由とした不利益な取扱いをすることがないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めなければならない。

(民間支援団体の責務)

第七条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、県が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するとともに、犯罪被害者等の支援に関する専門的な知識及び経験を活用し、犯罪被害者等の支援を推進するよう努めなければならない。

(連携体制の整備)

第八条 県は、国、市町村、民間支援団体その他の関係機関と連携し、相互に協力して犯罪被害者等の支援を推進する体制を整備するものとする。

(基本計画)

第九条 県は、犯罪被害者等の支援のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等の支援のための施策に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定める。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 犯罪被害者等の支援のための施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等の支援のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 県は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、県民、事業者、民間支援団体及び犯罪被害者等の意見を聴かなければならない。

4 県は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(財政上の措置)

第十条 県は、犯罪被害者等の支援のための施策を推進するため、効果的かつ効率的に

財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(実施状況の公表)

第十一条 県は、毎年度一回、基本計画に基づき県が講じた施策の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

(相談及び情報の提供等)

第十二条 県は、犯罪被害者等の置かれている状況に鑑み、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等の必要な施策を講ずるものとする。

(経済的な助成に関する情報の提供等)

第十三条 県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言を行う等の必要な施策を講ずるものとする。

(心身に受けた影響からの回復)

第十四条 県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、個々の被害の状況に鑑み、その心身の状況等に応じたカウンセリングその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第十五条 県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報情報の適切な取扱いを確保する等の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第十六条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、一時的な利用のための住居の提供、県営住宅への入居における特別の配慮を行う等の必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第十七条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を深めるための啓発活動を行う等の必要な施策を講ずるものとする。

(広報及び啓発)

第十八条 県は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての県民の関心及び理解を深めるため、広報活動及び啓発活動を行う等の必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体に対する援助)

第十九条 県は、民間支援団体の活動の促進を図るため、第二十二条に規定する調査研究の成果その他の情報の提供を行う等の必要な施策を講ずるものとする。

(日常生活の支援)

第二十条 県は、犯罪被害者等が早期に平穏な日常生活を営むことができるよう、病院等への付添い、家事、育児等に係る支援を行う等の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第二十一条 県は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、相談、助言その他の犯罪被害者等の支援を担う人材を育成する等の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究)

第二十二条 県は、犯罪被害者等の支援のための施策を行うため、犯罪被害者等の支援に関する情報を収集する等の必要な調査研究を行うものとする。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。